



医政経発第 1201001 号
薬食血発第 1201001 号
平成 17 年 12 月 1 日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いについて

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成17年6月29日付け医政経第0629001号、健感発第0629001号、薬食血第0629001号医政局経済課課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「6月29日付け連名通知」という。）及び平成17年9月22日付け医政経第0922001号及び薬食血第0922001号医政局経済課課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知により、周知したところである。

貴職におかれては、下記の事項について十分留意の上、インフルエンザ対策委員会等の管内の体制づくり及び関係者への周知、指導を進めていただくとともに、安定供給確保対策を講じるようお願いする。

記

1 現在の在庫等の状況について

(1) 本年のワクチンの生産量は2,082万本であり、昨年とほぼ同量の生産量

が確保されている状況である。

- (2) 卸売販売業者には、昨年同時期とほぼ同程度のワクチンが確保されている状況にあり、本年の需要予測からみて問題が発生する状況にはない。
- (3) 本年 8 月時点の卸売販売業者における医療機関等からの予約本数（以下「当初予約本数」という。）は昨年の医療機関等での使用実績と同程度（約 1, 680 万本）という状況であったが、製造業者等及び卸売販売業者に対する 6 月 29 日付け連名通知の趣旨に反し、現時点の予約本数は当初予約本数を超え、卸売販売業者が保有している未納入在庫が予約で埋められている状況にある。
- (4) 卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、これらが既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要である。

2 安定供給対策について

卸売販売業者が保有している未納入在庫が予約で埋められている本年 11 月現在の状況においては、卸売販売業者及び製造業者等の在庫の流動性が低下することが危惧される。接種シーズンのピーク終盤である 12 月にかけて医療機関等におけるワクチンの需要が継続する場合、卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要である。

このため、6 月 29 日付け連名通知等において、各都道府県においても、管内関係者に対して、以下の事項を周知し、協力を要請いただくようお願いしたところであるが、今般、改めてその徹底につき、貴職の協力をお願いしたい。

- (1) 卸売販売業者は、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注分量が、前年の使用実績を上回らないように配慮すること。追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
- (2) 各医療機関等も同様に初回注文及び追加注文を行う際には、これらの取扱いについて配慮する必要があること。
- (3) 医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等の名称の公表等を検討すること。

3 地域的にワクチンの供給に滞りが生じた場合の措置について

- (1) 今後、地域的に医療機関へのワクチンの供給に滞りが生じた場合には、まず、各都道府県が実施する管内の在庫調査に基づき、卸売販売業者及び製造業者等が協力し、未納入の予約の取消し又は保留する等の措置についてワクチン

を予約している医療機関に理解を求めることにより、卸売販売業者が保有する在庫の流動性を確保する。

- (2) 現在製造業者等は供給不足時の調整用として60万本のワクチンを保管している。したがって、取消し又は保留した予約についても今後補充される見込みがあるものである。
- (3) (1)の未納入の在庫に係る予約を取消し又は保留する等の措置を医療機関等に要請する場合においては、医療機関等の昨年の使用実績に基づく当初予約本数、本年の使用実績等を勘案する必要がある。
- (4) 各医療機関等も同様に、これらの措置について配慮する必要がある。
- (5) (1)から(4)までの措置によっても供給の滞りが改善しない場合、都道府県は、血液対策課に連絡し、製造業者等及び卸売販売業者間の全国的な在庫の融通を依頼することができることとする。その場合、製造業者等及び卸売販売業者等は、血液対策課が行う融通に関する要請に対して協力する必要がある。
- (6) (1)から(5)までの措置に時間を要すると判断される場合には、血液対策課は製造業者等に対して融通用に保管しているワクチンを緊急に当該都道府県に対して提供するよう要請することとする。